

# 特定個人情報保護評価書(重点項目評価書)

評価書番号	評価書名
10	川口市 児童手当の支給に関する事務 重点項目評価書

## 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

川口市は、児童手当の支給に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

### 特記事項

児童手当の支給に関する事務では、事務の一部を外部業者に委託しているが、委託先による不正入手、不正な使用等への対策として、特に業者選定の際に業者の情報保護管理体制を確認するとともに、秘密保持契約を締結している。

## 評価実施機関名

埼玉県川口市長

## 公表日

令和6年3月11日

## 項目一覧

I 基本情報
II 特定個人情報ファイルの概要
(別添1) 特定個人情報ファイル記録項目
III リスク対策
IV 開示請求、問合せ
V 評価実施手続
(別添2) 変更箇所

# I 基本情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	児童手当の支給に関する事務
②事務の内容	<p>・児童手当法、同施行令及び同施行規則に基づき、中学校修了前(15歳到達後、最初の3月31日まで)の児童を養育しているかたに、児童手当及び特例給付(同附則第二条第一項に規定する給付をいう。以下「児童手当」という。)の支給事務を行っている。</p> <p>・特定個人情報、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)の規定に基づき、次の事務に使用する。</p> <p>① 児童手当の認定請求書に関する請求を受理し、その届出に係る審査、認定を行う。 認定した申請者情報をシステム内に記録する。</p> <p>② 児童手当の額の改定に関する請求を受理し、その届出に係る審査、認定を行う。 認定した申請者情報をシステム内に記録する。</p> <p>③ 未支払の児童手当の請求に関する請求を受理し、その届出に係る審査、認定を行う。 認定した申請者情報をシステム内に記録する。</p> <p>④ 児童手当の現況届に関する請求を受理し、その届出に係る審査、認定を行う。 認定した申請者情報をシステム内に記録する。</p> <p>⑤ 対象者の申請に応じて口座振替を基本とし、支給事務を行う。</p> <p>⑥ ①～④の審査のために必要な情報を、市民課、市民税課等及び他市町村(情報提供ネットワーク)、又は関係機関へ照会する。または他市町村からの照会に対し児童手当に関する情報提供を行う。</p> <p>また、</p> <p>・低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金(ひとり親世帯以外の低所得の子育て世帯分)の支給(令和4年3月31日終了)</p> <p>・令和3年度子育て世帯への臨時特別給付に関する事務(令和4年5月31日終了)</p> <p>・令和4年度子育て世帯生活支援特別給付金(ひとり親世帯以外の低所得の子育て世帯分)の支給(令和5年3月31日終了)。</p> <p>・令和5年度子育て世帯生活支援特別給付金の支給に関し、申請に基づく審査、支給決定などに関する事務を行う(令和5年7月10日～令和6年3月31日まで)。</p> <p>なお、本給付金は、公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第10条の規定に基づく「特定公的給付」に指定されており(令和5年デジタル庁告示第4号)、給付金事務において、個人番号を利用した管理や地方税関係情報等を取り扱うことが可能となっている。</p> <p>※事務に係る申請・届出等について、窓口での受領以外に、サービス検索・電子申請機能での受領を含む。</p>
③対象人数	<p>[ 10万人以上30万人未満 ]</p> <p>&lt;選択肢&gt;</p> <p>1) 1,000人未満                      2) 1,000人以上1万人未満</p> <p>3) 1万人以上10万人未満            4) 10万人以上30万人未満</p>
2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム	
システム1	
①システムの名称	児童福祉システム
②システムの機能	<p>以下の機能は、児童福祉システムが有する機能のうち、児童手当の支給に関して使用する機能のみ記載している。</p> <p>1. 児童手当台帳管理機能 児童手当資格情報の管理・照会を行う機能</p> <p>2. 児童手当認定・額改定・却下・保留・消滅処理機能 児童手当資格認定・額改定・却下・保留・消滅処理および通知書発行を行う機能</p> <p>3. 児童手当現況審査処理機能 児童手当現況審査・通知書発行を行う機能</p> <p>4. 児童手当支払口座データ作成機能 児童手当支払口座データを作成する機能</p>
③他のシステムとの接続	<p>[ ] 情報提供ネットワークシステム                      [ <input checked="" type="checkbox"/> ] 庁内連携システム</p> <p>[ ] 住民基本台帳ネットワークシステム                      [ ] 既存住民基本台帳システム</p> <p>[ <input checked="" type="checkbox"/> ] 宛名システム等    [ ] 税務システム</p> <p>[ <input checked="" type="checkbox"/> ] その他 ( 中間サーバ )</p>









### 3. 特定個人情報ファイル名

児童手当受給者台帳ファイル

### 4. 個人番号の利用 ※

法令上の根拠	<p>【児童手当等に関する事務】 番号法第9条第1項 別表第1の56項 児童手当法による児童手当又は特例給付の支給に関する事務であって主務省令(※注)で定めるもの</p> <p>※注…番号法別表第1の主務省令で定める事務を定める命令第44条</p> <p>【子育て世帯生活支援特別給付金に関する事務(令和4年3月31日終了)】 公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第10条 番号法別表第1の100の項 別表第1主務省令第73条</p> <p>【令和3年度子育て世帯への臨時特別給付に関する事務(令和3年12月17日～令和4年5月31日まで)】 公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第10条 番号法別表第一の100の項 別表第一主務省令第73条</p> <p>【令和4年度子育て世帯生活支援特別給付金(ひとり親世帯以外の低所得の子育て世帯分)の支給に関し、申請に基づく審査、支給決定などに関する事務を行う(令和4年6月20日～令和5年3月31日まで)】。</p> <p>なお、本給付金は、公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第10条の規定に基づく「特定公的給付」に指定されており(令和4年デジタル庁告示第2号)、給付金事務において、個人番号を利用した管理や地方税関係情報等を取り扱うことが可能となっている。</p> <p>【令和5年度子育て世帯生活支援特別給付金の支給に関する事務(令和5年7月10日～令和6年3月31日まで)】 公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第10条 番号法別表第一の101の項 別表第一主務省令第74条</p>
--------	---



**5. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ※**

<p>①実施の有無</p>	<p>[ 実施する ]</p> <p>＜選択肢＞          1) 実施する          2) 実施しない          3) 未定</p>
<p>②法令上の根拠</p>	<p>児童手当等に関する事務  <b>【別表第2における情報提供】</b>          ・番号法第19条第8号(別表第2の第3欄(情報提供者)が「市町村長」のうち、第4欄(特定個人情報)に「児童手当法による児童手当若しくは特例給付の支給に関する情報(児童手当関係情報)」が含まれる項)          ・別表第2(第26・30・87・106の項)          ・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第19・44・53条</p> <p><b>【別表第2における情報照会】</b>          ・番号法第19条第8号(別表第2の第1欄(情報照会者)が「市町村長」のうち、第2欄(事務)に「児童手当法による児童手当又は特例給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの」を処理するために第3欄(情報提供者)に対し、第4欄(特定個人情報)の提供を求めることができるとされている項)          ・別表第2(第74・75の項)          ・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第40条・第40条の2          ・公的給付支給等口座登録簿関係情報であって主務省令で定めるもの</p> <p>子育て世帯生活支援特別給付金に関する事務(令和3年6月28日～令和4年3月31日まで)          ・公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第10条          ・番号法第19条第8号及び別表第2(第121の項)          ・別表第2主務省令(第59条の4)</p> <p>令和3年度子育て世帯への臨時特別給付に関する事務(令和3年12月17日～令和4年5月31日まで)          ・公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第10条          ・番号法第19条第8号及び別表第2(第121の項)          ・別表第2主務省令(第59条の4)</p> <p>令和4年度子育て世帯生活支援特別給付金の支給に関する事務(令和4年6月20日～令和5年3月31日まで)          ・公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第10条          ・番号法第19条第8号及び別表第2(第121の項)          ・別表第2主務省令(第59条の4)</p> <p>令和5年度子育て世帯生活支援特別給付金の支給に関する事務(令和5年7月10日～令和6年3月31日まで)          ・公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第10条          ・番号法第19条第8号及び別表第2(第121の項)          ・別表第2主務省令(第59条の4)</p>

6. 評価実施機関における担当部署	
①部署	川口市 子ども部 子育て支援課
②所属長の役職名	子育て支援課長
7. 他の評価実施機関	

## II 特定個人情報ファイルの概要

1. 特定個人情報ファイル名	
児童手当受給者台帳ファイル	
2. 基本情報	
①ファイルの種類 ※	[ システム用ファイル ] <選択肢> 1) システム用ファイル 2) その他の電子ファイル(表計算ファイル等)
②対象となる本人の数	[ 10万人以上100万人未満 ] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
③対象となる本人の範囲 ※	児童手当受給者および配偶者・対象児童並びに子育て世帯生活支援特別給付金の支給対象者
その必要性	児童手当を支給するにあたり、福祉世帯にまつわる各種情報を参照する必要があるため。
④記録される項目	[ 100項目以上 ] <選択肢> 1) 10項目未満 2) 10項目以上50項目未満 3) 50項目以上100項目未満 4) 100項目以上
主な記録項目 ※	<ul style="list-style-type: none"> <li>・識別情報 [ <input type="checkbox"/> ] 個人番号 [ <input type="checkbox"/> ] 個人番号対応符号 [ <input type="checkbox"/> ] その他識別情報(内部番号)</li> <li>・連絡先等情報 [ <input type="checkbox"/> ] 4情報(氏名、性別、生年月日、住所) [ <input type="checkbox"/> ] 連絡先(電話番号等) [ <input type="checkbox"/> ] その他住民票関係情報</li> <li>・業務関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 国税関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 地方税関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 健康・医療関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 医療保険関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 児童福祉・子育て関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 障害者福祉関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 生活保護・社会福祉関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 介護・高齢者福祉関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 雇用・労働関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 年金関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 学校・教育関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 災害関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] その他 (口座登録・連携ファイル関係情報)</li> </ul>
その妥当性	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 個人番号：児童手当受給者および配偶者・対象児童を正確に特定するため。</li> <li>② その他識別情報：児童手当受給者および配偶者・対象児童を正確に特定するため。</li> <li>③ 4情報：児童手当受給者および配偶者・対象児童を正確に特定するため。</li> <li>④ 連絡先：児童手当受給者への連絡などに使用するため。</li> <li>⑤ その他住民票関係情報：川口市への住民登録状況及び世帯状況などの支給要件を確認するため。</li> <li>⑥ 地方税関係情報：児童手当受給者および配偶者の所得状況を把握し、所得限度額に基づき児童手当支給額の決定を行うため。</li> <li>⑦ 児童福祉・子育て関係情報：申請者からの聴き取り情報等の特記事項を把握し、受給者・配偶者・児童として適正に登録・支給等を行うため</li> <li>⑧ 年金関係情報：被用者・非被用者の別を確認するため。</li> </ul>
全ての記録項目	別添1を参照。
⑤保有開始日	平成28年1月1日
⑥事務担当部署	子育て支援課

3. 特定個人情報の入手・使用									
①入手元 ※	<input type="checkbox"/> 本人又は本人の代理人 <input type="checkbox"/> 評価実施機関内の他部署 ( 市民課、市民税課 ) <input type="checkbox"/> 行政機関・独立行政法人等 ( 日本年金機構又は共済組合等、デジタル庁 ) <input type="checkbox"/> 地方公共団体・地方独立行政法人 ( 他自治体 ) <input type="checkbox"/> 民間事業者 ( ) <input type="checkbox"/> その他 ( )								
②入手方法	<input type="checkbox"/> 紙 [ ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [ ] フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> 電子メール [ ] 専用線 <input type="checkbox"/> 庁内連携システム <input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input type="checkbox"/> その他 ( サービス検索・電子申請機能 )								
③使用目的 ※	申請に基づき、受給資格の確認をし、児童手当を適正に支給するため。								
④使用の主体	使用部署	子ども育成課・芝支所・新郷支所・神根支所・安行支所・戸塚支所・鳩ヶ谷支所・川口駅前行政センター							
	使用者数	[ 50人以上100人未満 ] <table border="0" style="display: inline-table; vertical-align: top;"> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">&lt;選択肢&gt;</td> </tr> <tr> <td>1) 10人未満</td> <td>2) 10人以上50人未満</td> </tr> <tr> <td>3) 50人以上100人未満</td> <td>4) 100人以上500人未満</td> </tr> <tr> <td>5) 500人以上1,000人未満</td> <td>6) 1,000人以上</td> </tr> </table>	<選択肢>		1) 10人未満	2) 10人以上50人未満	3) 50人以上100人未満	4) 100人以上500人未満	5) 500人以上1,000人未満
<選択肢>									
1) 10人未満	2) 10人以上50人未満								
3) 50人以上100人未満	4) 100人以上500人未満								
5) 500人以上1,000人未満	6) 1,000人以上								
⑤使用方法	<p>・本人(代理人)の同意、評価実施機関内の他部署、行政機関等により、紙・庁内連携システム・情報提供ネットワークシステムを経由し得た情報を、児童福祉システムへ取り込み、参照する。</p> <p>・児童手当受給者台帳の適正管理のため、必要に応じシステムより住民税関係情報や年金関係情報などの必要項目を検索・抽出し、内容に変更があった場合は、随時再審査を行う。</p>								
	情報の突合	・認定請求及び各種届出書類の審査のため、各種届出書類等の内容と庁内他部署や情報提供ネットワークシステム等から入手した情報を突合する。							
⑥使用開始日	平成28年1月1日								

4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		
委託の有無 ※	[ 委託する ] <選択肢> 1) 委託する 2) 委託しない ( 3 ) 件	
<b>委託事項1</b>	児童手当現況届・印刷、封入封緘委託業務	
①委託内容	児童手当現況届の印刷・封入封緘を委託するもの	
②委託先における取扱者数	[ 10人以上50人未満 ] <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上	
③委託先名	光ビジネスフォーム株式会社 さいたま営業所	
再委託	④再委託の有無 ※	[ 再委託する ] <選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑤再委託の許諾方法	原則として再委託は行わないこととするが、再委託を行う場合は、委託先より事前に書面による再委託申請を受け付け、委託先と再委託先が秘密保持に関する契約を締結していること等、再委託先において、委託元自らが果たすべき安全管理措置と同等の措置が講じられていることを確認し、内部における決裁を経た後に承認することとする。
	⑥再委託事項	現況届の印刷・封入封緘業務の一部
<b>委託事項2</b>	福祉総合システム保守・運用	
①委託内容	児童手当システムのパッケージアプリケーション保守作業、ジョブスケジューリングや帳票印刷等のシステム運用作業、職員からの問い合わせに対する調査、作業指示に基づくデータ抽出等	
②委託先における取扱者数	[ 10人以上50人未満 ] <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上	
③委託先名	株式会社アイネス 公共営業第一部	
再委託	④再委託の有無 ※	[ 再委託しない ] <選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑤再委託の許諾方法	
	⑥再委託事項	
<b>委託事項3</b>	埼玉県市町村電子申請共同システム	
①委託内容	子育てワンストップサービスの実施にあたり、埼玉県市町村電子申請共同システムから認定請求・届出を行うためのサービス提供、運用サポートなど	
②委託先における取扱者数	[ 10人以上50人未満 ] <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上	
③委託先名	株式会社エヌ・ティ・ティ・データ関西	
再委託	④再委託の有無 ※	[ 再委託する ] <選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑤再委託の許諾方法	原則として再委託は行わないこととするが、再委託を行う場合は、委託先より事前に書面による再委託申請を受け付け、委託先と再委託先が秘密保持に関する契約を締結していること等、再委託先において、委託元自らが果たすべき安全管理措置と同等の措置が講じられていることを確認し、内部における決裁を経た後に承認することとする。
	⑥再委託事項	管理者研修、様式作成研修及び審査者研修の実施。

5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)	
提供・移転の有無	[ <input checked="" type="checkbox"/> ] 提供を行っている ( 3 ) 件 [ <input checked="" type="checkbox"/> ] 移転を行っている ( 2 ) 件 [ <input type="checkbox"/> ] 行っていない
提供先1	都道府県知事等
①法令上の根拠	番号法第19条第8号 別表第2 26の項
②提供先における用途	生活保護法による保護の決定及び実施又は徴収金の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの
③提供する情報	児童手当法による児童手当若しくは特例給付の支給に関する情報(以下「児童手当関係情報」という。)
④提供する情報の対象となる本人の数	[ 1万人未満 ] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	川口市児童手当の受給者および配偶者・児童であって、関係事務の実施に必要な情報を所有する者
⑥提供方法	[ <input checked="" type="checkbox"/> ] 情報提供ネットワークシステム [ <input type="checkbox"/> ] 専用線 [ <input type="checkbox"/> ] 電子メール [ <input type="checkbox"/> ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [ <input type="checkbox"/> ] フラッシュメモリ [ <input type="checkbox"/> ] 紙 [ <input type="checkbox"/> ] その他 ( )
⑦時期・頻度	照会を受けたら都度
提供先2	社会福祉協議会
①法令上の根拠	番号法第19条第8号 別表第2 30の項
②提供先における用途	社会福祉法による生計困難者に対して無利子又は低利で資金を融通する事業の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの
③提供する情報	児童手当関係情報
④提供する情報の対象となる本人の数	[ 1万人未満 ] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	川口市児童手当の受給者および配偶者・児童であって、関係事務の実施に必要な情報を所有する者
⑥提供方法	[ <input checked="" type="checkbox"/> ] 情報提供ネットワークシステム [ <input type="checkbox"/> ] 専用線 [ <input type="checkbox"/> ] 電子メール [ <input type="checkbox"/> ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [ <input type="checkbox"/> ] フラッシュメモリ [ <input type="checkbox"/> ] 紙 [ <input type="checkbox"/> ] その他 ( )
⑦時期・頻度	照会を受けたら都度
提供先3	都道府県知事等
①法令上の根拠	番号法第19条第8号 別表第2 87の項
②提供先における用途	中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による支援給付又は配偶者支援金の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
③提供する情報	児童手当関係情報
④提供する情報の対象となる本人の数	[ 1万人未満 ] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上



③移転する情報	児童手当関係情報
④移転する情報の対象となる本人の数	<input type="checkbox"/> 1万人未満 <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	川口市児童手当の受給者および配偶者・児童であって、関係事務の実施に必要な情報を所有する者
⑥移転方法	<input checked="" type="checkbox"/> 庁内連携システム <input type="checkbox"/> 専用線 <input type="checkbox"/> 電子メール <input type="checkbox"/> 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) <input type="checkbox"/> フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> 紙 <input type="checkbox"/> その他 ( )
⑦時期・頻度	照会を受けたら都度
<b>6. 特定個人情報の保管・消去</b>	
保管場所 ※	<川口市における措置> 生体認証を行っている電算機室のオートロック扉の内部。サーバへのアクセスにはユーザID・パスワードの認証が必要。 <中間サーバ・プラットフォームにおける措置> ①中間サーバ・プラットフォームはデータセンターに設置している。データセンターへの入館、及びサーバ室への入室を行う際は、警備員などにより顔写真入りの身分証明書と事前申請との照合を行う。 ②特定個人情報は、サーバ室に設置された中間サーバのデータベース内に保存され、バックアップもデータベース上に保存される。
<b>7. 備考</b>	



(別添1) 特定個人情報ファイル記録項目

1	受給者個人番号
2	受給者児童手当認定番号
3	受給者氏名
4	受給者カナ氏名
5	受給者生年月日
6	受給者郵便番号
7	受給者電話番号
8	受給者住所
9	受給者方書
10	配偶者個人番号
11	配偶者氏名
12	配偶者カナ氏名
13	配偶者生年月日
14	配偶者郵便番号
15	配偶者住所
16	配偶者方書
17	児童個人番号
18	児童氏名
19	児童カナ氏名
20	児童生年月日
21	児童郵便番号
22	児童住所
23	児童方書
24	市民税額(相当年度)
25	総所得等の額
26	雑損控除額
27	医療費控除額
28	小規模企業共済掛金控
29	普通障害者人数
30	特別障害者人数
31	寡婦控除額
32	勤労学生控除額
33	年少扶養控除人数
34	配偶者控除額
35	特定扶養人数
36	一般扶養人数
37	老人扶養人数
38	同居老人扶養人数
39	徴収区分
40	徴収種類
41	天引通知書発行年月日
42	天引予定金額合計
43	天引履歴番号
44	天引申請年月日
45	天引決定結果
46	天引決定年月日
47	天引決定理由
48	天引申請種別
49	天引申請理由
50	天引有効期間開始
51	天引有効期間終了
52	児童予定金額合計
53	天引履歴番号
54	児童決定年月日
55	児童申請年月日
56	児童申請理由

57	児童有効期間開始
58	児童有効期間終了
59	支払期
60	支払区分
61	支払処理年月日
62	対象年月
63	徴収区分
64	徴収種類
65	天引金額
66	天引金額予定
67	天引後振込金額
68	天引前振込金額
69	振込年月日
70	小枝番
71	天引金額
72	天引元金額
73	天引元対象年月
74	天引割当額
75	決定結果
76	決定内容入力日
77	決定年月日
78	決定理由
79	子ども手当受給者番号
80	受給者番号
81	職権フラグ
82	申請種別
83	申請内容入力日
84	申請年月日
85	申請理由
86	未支払手当支給決定結果
87	未支給請求者の受給者との関係
88	未支給請求者_債権者宛名コード
89	未支給_返還の別
90	被用区分
91	乳幼児加算分(3歳未満1・2子)の月額
92	手当種別
93	手当月額
94	所得判定対象者
95	受給者区分
96	事由発生日
97	住登外区分
98	実支給月額
99	施設コード
100	支給区分
101	算定対象児童数
102	災害特例該当
103	開始_改定_終了
104	3歳未満児童分の月額
105	3歳未満児童数
106	3歳以上12歳年度末児童分の月額
107	3歳以上12歳年度末児童数
108	12歳年度末以上15歳年度末未満児童分の月額
109	12歳年度末以上15歳年度末未満児童数
110	算定対象該当日
111	留学終了日
112	留学開始日

113	別居区分
114	同居別居の別
115	生計関係
116	支給要件非該当日
117	支給要件非該当事由
118	支給要件該当日
119	支給要件該当事由
120	算定対象該当事由
121	算定対象非該当日
122	算定対象非該当事由
123	監護の有無
124	3歳児到達日
125	12歳児到達日
126	振込不能フラグ
127	振込年月日
128	振込金額
129	調整前振込金額
130	調整金額
131	対象年月
132	出張所区分
133	支払処理年月日
134	支払区分
135	支払期
136	支店名カナ
137	支店名
138	支店コード
139	口座名義人カナ
140	口座番号
141	口座種別名称
142	口座種別
143	金融機関名カナ
144	金融機関名
145	金融機関コード
146	時効年月日
147	差止理由
148	差止対象年度
149	差止決定年月日
150	差止解除年月日
151	差止開始年月
152	未調整額
153	調整全額
154	調整済額
155	調整債権区分
156	債権未納額
157	債権返納済額
158	債権全額
159	過払全額
160	過払番号
161	調整対象年月
162	履行延期承認日
163	不能欠損日
164	不能欠損額
165	納期限日
166	調定番号
167	事実発生日
168	債務承認日

169	債権者
170	過払番号
171	一括入金済フラグ
172	過払番号
173	計画番号
174	債権者
175	督促状発送日
176	納期限日
177	返納回数
178	返納期間開始年月
179	返納期間終了年月
180	返納月額
181	返納予定全額
182	時効起算日
183	督促状発行日
184	督促状発送日
185	納期限日
186	納付書番号
187	返納予定月額
188	返納予定年月
189	振込年月日
190	第1子3歳未満児童数
191	第1子3歳以上児童数
192	第1子算定対象児童数
193	送付先郵便番号1~2
194	送付先住所1~2
195	送付先カナ氏名
196	送付先氏名
197	送付先電話番号
198	居住地郵便番号1~2
199	居住地住所1~2
200	居住地カナ氏名
201	居住地漢字氏名
202	施設コード
203	施設種類
204	公立私立区分
205	施設名所
206	代表者名
207	施設長名
208	施設郵便番号
209	施設住所
210	施設方書
211	施設電話番号
212	被用区分
213	判定結果
214	発行年月日
215	提出年月日
216	審査決定年月日
217	所得判定対象者
218	現況番号
219	該当日
220	受給者との関係
221	非該当日
222	福祉世帯員宛名コード
223	本人から見た続柄

### Ⅲ リスク対策 ※(7. ②を除く。)

<b>1. 特定個人情報ファイル名</b>	
児童手当受給者台帳ファイル	
<b>2. 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）</b>	
リスク： 目的外の入手が行われるリスク	
リスクに対する措置の内容	<p>1. 住民からの入手</p> <p>① 住民からの申請情報入手の際は、申請書に本人の住所・氏名（漢字・カナ）・生年月日を記入してもらう。その際、窓口対応者が記入方法の指導と内容の確認を行い、誤りのないようにする。</p> <p>② 住民からの情報入手にあたっては、対象以外の情報を入手することのないよう、本人の個人番号カード又は通知カード、及び番号法、番号法施行令及び番号法施行規則に定めるものの確認を厳格に行う。なお、申請者が代理人であっても、当該申請書に記入する内容は申請者本人の情報であることを事前に注意喚起する。</p> <p>③ 不足書類等で後日提出された申請等情報や他市町村からの連絡通知について、川口市の住民基本台帳と4情報が適合するか確認し、対象者であるか判断する。</p> <p>2. 他部署からの入手</p> <p>対象者の宛名番号および氏名、生年月日、住所、性別等を正確に伝達し、別人と誤ることのないよう一意性を確保した照会・回答を行う。</p> <p>3. 他市町村からの入手</p> <p>前住所地に所得照会した場合の通知の記載内容と対象者情報を照合し、一意性に疑問がある場合は、通知元市町村への問い合わせにより確認する。</p>
リスクへの対策は十分か	[ 十分である ] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	
-	
<b>3. 特定個人情報の使用</b>	
リスク1： 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスク	
リスクに対する措置の内容	児童福祉システムに対して、不要なアクセスができないよう、利用権限の設定等、適切なアクセス制御対策を実施している。
リスクへの対策は十分か	[ 十分である ] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク2： 権限のない者（元職員、アクセス権限のない職員等）によって不正に使用されるリスク	
ユーザ認証の管理	[ 行っている ] <選択肢> 1) 行っている 2) 行っていない
具体的な管理方法	ユーザIDによる識別とパスワード設定されたICカードによる認証を実施しており、認証後は利用機能の認可機能により、そのユーザがシステム上で利用可能な機能を制限することで不正利用が行えない対策を実施している。
その他の措置の内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・操作履歴（アクセスログ・操作者ログ）を記録する。</li> <li>・児童福祉システムでは、操作者による認証から認証解除を行うまでの間、監査証跡の記録を行う。</li> </ul>
リスクへの対策は十分か	[ 十分である ] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の使用におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	
-	

**4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託** [ ] 委託しない

リスク: 委託先における不正な使用等のリスク

委託契約書中の特定個人情報ファイルの取扱いに関する規定	[ 定めている ]	<選択肢> 1) 定めている	2) 定めていない
規定の内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>データの秘密保持に関する事項</li> <li>再委託の禁止又は制限に関する事項</li> <li>情報資産の第三者への提示の禁止に関する事項</li> <li>事故発生時における報告義務に関する事項</li> <li>情報資産の保護状況の検査の実施に関する事項</li> <li>前記各事項の定め違反した場合における契約解除等の措置及び損害賠償に関する事項</li> </ul>		
再委託先による特定個人情報ファイルの適切な取扱いの担保	[ 再委託していない ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている	2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない 4) 再委託していない
具体的な方法	-		
その他の措置の内容	-		
リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている	2) 十分である 3) 課題が残されている

特定個人情報ファイルの取扱いの委託におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置

-

**5. 特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）** [ ] 提供・移転しない

リスク: 不正な提供・移転が行われるリスク

特定個人情報の提供・移転に関するルール	[ 定めている ]	<選択肢> 1) 定めている	2) 定めていない
ルール内容及びルール遵守の確認方法	「情報資産利用依頼書」の提供を受け、番号法の条文に適しているか否かを判断し、提供・移転を行う。		
その他の措置の内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>情報セキュリティポリシーに則し、情報セキュリティに関する教育及び研修を実施する。</li> <li>違反行為を行った場合は、個人情報の保護に関する法律の罰則規定により措置を講じる。</li> </ul>		
リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている	2) 十分である 3) 課題が残されている

特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置

-

6. 情報提供ネットワークシステムとの接続		[ ] 接続しない(入手)	[ ] 接続しない(提供)
リスク1: 目的外の入手が行われるリスク			
リスクに対する措置の内容	<p>&lt;中間サーバ・ソフトウェアにおける措置&gt;</p> <p>①情報照会機能(※1)により、情報提供ネットワークシステムに情報照会を行う際には、提供許可証の発行と照会内容の照会許可照合リスト(※2)との照合を情報提供ネットワークシステムに求め、情報提供ネットワークシステムから提供許可証を受領してから情報照会を実施することになる。つまり、番号法上認められた情報連携以外の照会を拒否する機能を備えており、目的外提供やセキュリティリスクに対応している。</p> <p>②中間サーバの職員認証・権限管理機能(※3)では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。</p> <p>(※1)情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の照会及び照会した情報の受領を行う機能。</p> <p>(※2)番号法の規定による情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の提供に係る情報照会者、情報提供者、事務及び特定個人情報を一覧化し、情報照会の可否を判断するために使用するもの。</p> <p>(※3)中間サーバを利用する職員の認証と職員に付与された権限に基づいた各種機能や特定個人情報へのアクセス制御を行う機能。</p>		
リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である
リスク2: 不正な提供が行われるリスク			
リスクに対する措置の内容	<p>&lt;中間サーバ・ソフトウェアにおける措置&gt;</p> <p>①情報提供機能(※)により、情報提供ネットワークシステムにおける照会許可照合リストを情報提供ネットワークシステムから入手し、中間サーバにも格納して、情報提供機能により、照会許可照合リストに基づき情報連携が認められた特定個人情報の提供の要求であるかチェックを実施している。</p> <p>②情報提供機能により、情報提供ネットワークシステムに情報提供を行う際には、情報提供ネットワークシステムから提供許可証と情報照会者へたどり着くための経路情報を受領し、照会内容に対応した情報を自動で生成して送付することで、特定個人情報が不正に提供されるリスクに対応している。</p> <p>③機微情報については自動応答を行わないように自動応答不可フラグを設定し、特定個人情報の提供を行う際に、送信内容を改めて確認し、提供を行うことで、センシティブな特定個人情報が不正に提供されるリスクに対応している。</p> <p>④中間サーバの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。</p> <p>(※)情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の提供の要求の受領及び情報提供を行う機能。</p>		
リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である
情報提供ネットワークシステムとの接続に伴うその他のリスク及びそのリスクに対する措置			
<p>&lt;中間サーバ・ソフトウェアにおける措置&gt;</p> <p>①中間サーバの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。</p> <p>②情報連携においてのみ、情報提供用個人識別符号を用いることがシステム上担保されており、不正な名寄せが行われるリスクに対応している。</p> <p>&lt;中間サーバ・プラットフォームにおける措置&gt;</p> <p>①中間サーバと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク(総合行政ネットワーク)等を利用することにより、安全性を確保している。</p> <p>②中間サーバと団体についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで安全性を確保している。</p> <p>③中間サーバ・プラットフォームでは、特定個人情報を管理するデータベースを地方公共団体ごとに区分管理(アクセス制御)しており、中間サーバ・プラットフォームを利用する団体であっても他団体が管理する情報には一切アクセスできない。</p> <p>④特定個人情報の管理を地方公共団体のみが行うことで、中間サーバ・プラットフォームの事業者における情報漏えい等のリスクを極小化する。</p>			

7. 特定個人情報の保管・消去		
リスク: 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク		
①事故発生時手順の策定・周知	[ 十分に行っている ]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
②過去3年以内に、評価実施機関において、個人情報に関する重大事故が発生したか	[ 発生なし ]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし
その内容	—	
再発防止策の内容	—	
その他の措置の内容	—	
リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の保管・消去におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		
—		

<b>8. 監査</b>	
実施の有無	[ <input checked="" type="radio"/> ] 自己点検                      [    ] 内部監査                      [    ] 外部監査
<b>9. 従業者に対する教育・啓発</b>	
従業者に対する教育・啓発	[    ] 十分に行っている                      [    ] <b>&lt;選択肢&gt;</b> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
具体的な方法	<p>&lt;川口市における措置&gt; ①職員に対して、情報セキュリティポリシーに基づく研修や、個人情報保護に関する研修を実施している。 ②委託業者に対しては、契約内容に秘密保持に関する規定を設けている。</p> <p>&lt;中間サーバ・プラットフォームにおける措置&gt; ①IPA(情報処理推進機構)が提供する最新の情報セキュリティ教育用資料等を基にセキュリティ教育資料を作成し、中間サーバ・プラットフォームの運用に携わる職員及び事業者に対し、運用規則(接続運用規程等)や情報セキュリティに関する教育を年次(年2回)及び随時(新規要員着任時)実施することとしている。</p>
<b>10. その他のリスク対策</b>	
<p>&lt;中間サーバ・プラットフォームにおける措置&gt; ・中間サーバ・プラットフォームを活用することにより、統一した設備環境による高レベルのセキュリティ管理(入退室管理等)、ITリテラシーの高い運用担当者によるセキュリティリスクの低減、及び技術力の高い運用担当者による均一的で安定したシステム運用、監視を実現する。</p>	

## IV 開示請求、問合せ

1. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
①請求先	川口市総務部行政管理課情報公開文書係 川口市青木2-1-1 048-258-1641
②請求方法	個人情報の保護に関する法律第76条第1項、第90条第1項及び第98条第1項に基づき、請求書に必要事項を記載し、上記①へ提出。
③法令による特別の手続	川口市ホームページ上に、請求先、請求方法、請求書様式等を掲載(令和5年4月1日～)。
④個人情報ファイル簿への不記載等	—
2. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
①連絡先	川口市総務部行政管理課情報公開文書係 川口市青木2-1-1 048-258-1641
②対応方法	・苦情受付時に苦情処理受付票を起票し、苦情に対する対応について記録を残す。 ・情報漏洩等の事実確認を行うために、標準的な処理手順を定めている。

## V 評価実施手続

1. 基礎項目評価	
①実施日	令和2年10月22日
②しきい値判断結果	[ 基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる ] <選択肢> 1) 基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる 2) 基礎項目評価の実施が義務付けられる(任意に重点項目評価を実施) 3) 特定個人情報保護評価の実施が義務付けられない(任意に重点項目評価を実施)
2. 国民・住民等からの意見の聴取【任意】	
①方法	—
②実施日・期間	—
③主な意見の内容	—
3. 第三者点検【任意】	
①実施日	—
②方法	—
③結果	—



## (別添2)変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年10月18日	I 基本情報－5情報提供ネットワークシステムによる情報連携－②法令上の根拠		【別表第2における情報提供】（追加） ・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第19・44条  【別表第2における情報照会】（追加） 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第40条	事後	根拠となる主務省令を追加記載するという形式的な変更であり、重要な変更には該当しない。
平成28年10月18日	II 特定個人情報ファイルの概要－4特定個人情報ファイルの取扱いの委託－委託事項1－③委託先	光ビジネスフォーム株式会社 さいたま営業所	日本通信紙株式会社 埼玉出張所	事後	入札による委託業者変更で、重要な変更には該当しない。
平成29年10月25日	I 基本情報－1特定個人情報ファイルを取り扱う事務－②事務の概要	－	※事務に係る申請・届出等について、窓口での受領以外に、サービス検索・電子申請機能での受領を含む。	事前	子育てワンストップサービス本格運用開始前の見直しであり、重要な変更にあたらぬ。
平成29年10月25日	I 基本情報－2特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム－システム8－①システムの名称	－	サービス検索・電子申請機能	事前	子育てワンストップサービス本格運用開始前の見直しであり、重要な変更にあたらぬ。
平成29年10月25日	I 基本情報－2特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム－システム8－②システムの機能	－	1. 住民向け機能 自らが受けることができるサービスをオンラインで検索及び申請ができる機能  2. 地方公共団体向け機能 住民が電子申請を行った際の申請データ取得画面又は機能を、地方公共団体に公開する機能	事前	子育てワンストップサービス本格運用開始前の見直しであり、重要な変更にあたらぬ。
平成29年10月25日	II 特定個人情報ファイルの概要－3特定個人情報の入手・使用－②入手方法	その他( )	その他(サービス検索・電子申請機能)	事前	子育てワンストップサービス本格運用開始前の見直しであり、重要な変更にあたらぬ。
平成29年10月25日	II 特定個人情報ファイルの概要－4特定個人情報の入手・使用－⑤使用方法	・本人(代理人)の同意、評価実施機関内の他部署、行政機関等により、紙・庁内連携システム・情報提供ネットワークシステムを経由し得た情報を、児童福祉システムへ取り込み、参照する。	・本人(代理人)の同意、評価実施機関内の他部署、行政機関等により、紙・庁内連携システム・電子申請・情報提供ネットワークシステムを経由し得た情報を、児童福祉システムへ取り込み、参照する。	事前	子育てワンストップサービス本格運用開始前の見直しであり、重要な変更にあたらぬ。
平成29年10月25日	II 特定個人情報ファイルの概要－4特定個人情報ファイルの取扱いの委託	2件	3件	事前	子育てワンストップサービス本格運用開始前の見直しであり、重要な変更にあたらぬ。

平成29年10月25日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要－4 特定個人情報ファイルの取扱いの委託－委託事項1－③委託先	日本通信紙株式会社 埼玉出張所	光ビジネスフォーム株式会社 さいたま営業所	事後	入札による委託業者変更で、重要な変更には該当しない
平成29年10月25日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要－4 特定個人情報ファイルの取扱いの委託－委託事項3	－	(委託事項3) 埼玉県市町村電子申請共同システム ①～⑥ 省略	事前	子育てワンストップサービス本格運用開始前の見直しであり、重要な変更にあたらぬ。
平成29年10月25日	Ⅲ リスク対策－7 特定個人情報の保管・消去－⑨ 過去3年以内に、評価実施機関において、個人情報に関する重大事故が発生したか	発生なし	発生あり	事後	重大事故の発生により記載するもの。
平成29年10月25日	Ⅲ リスク対策－7 特定個人情報の保管・消去－⑨ 過去3年以内に、評価実施機関において、個人情報に関する重大事故が発生したか－その内容	－	・個人情報を含む情報資産が保存されたハードディスクドライブの盗難。 ・平成28年10月7日(金)、職員が業務時間終了後に開催された職場の懇親会にてアルコール飲料を摂取。帰宅途中の翌8日(土)の午前1時ごろ、大宮駅西口ロータリーのベンチで居眠りをした際に、鞆の中から財布とともに個人所有のHDD(容量1TB)を盗難されたもの。 ・盗難されたHDDに記録されていた情報は、現所属である公園課及び過去に所属した職場のデータで、個人情報を含む約1万7千ファイル。	事後	重大事故の発生により記載するもの。
平成29年10月25日	Ⅲ リスク対策－7 特定個人情報の保管・消去－⑨ 過去3年以内に、評価実施機関において、個人情報に関する重大事故が発生したか－再発防止策の内容	－	本事案の発生を受け、データの外部持ち出し制限等以下の取り組みを行うことで再発防止を目指す。 ・各課におけるUSBメモリやハードディスクなどの外部記録媒体の所持状況を調査。 ・各課における外部記録媒体の管理方法(鍵付き書庫等での保管、使用後のデータ削除を行う等)について、情報セキュリティ監査での確認を順次実施。 ・端末管理ソフトによる外部記録媒体の利用制限を実施。	事後	重大事故の発生により記載するもの。
平成30年11月15日	I 関連情報－5. 評価実施機関における担当部署－② 所属長の役職名	子ども育成課長 板倉 誠	子ども育成課長	事後	評価書の様式変更であり、重要な変更には該当しない

平成30年11月15日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要－5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)- 移転先2	番号法第9条第1項 別表第1 15の項 番号法第9条第2項に基づく条例を定める予定	番号法第9条第1項 別表第1 15の項 番号法第9条第2項 番号法に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例第3条	事後	番号法第9条第2項に基づく根拠となる条例を追加記載するという形式的な変更であり、重要な変更には該当しない。
平成30年11月15日	Ⅲリスク対策－7特定個人情報の保管・消去－⑨過去3年以内に、評価実施機関において、個人情報に関する重大事故が発生したかーその内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・個人情報を含む情報資産が保存されたハードディスクドライブの盗難。</li> <li>・平成28年10月7日(金)、職員が業務時間終了後に開催された職場の懇親会にてアルコール飲料を摂取。帰宅途中の翌8日(土)の午前1時ごろ、大宮駅西口ロータリーのベンチで居眠りをした際に、鞆の中から財布とともに個人所有のHDD(容量1TB)を盗難されたもの。</li> <li>・盗難されたHDDに記録されていた情報は、現所属である公園課及び過去に所属した職場のデータで、個人情報を含む約1万7千ファイル。</li> </ul>	<p>【ケース1】個人情報を含む情報資産が保存されたハードディスクドライブの盗難。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・平成28年10月7日(金)、職員が職場の懇親会にてアルコール飲料を摂取。帰宅途中の翌8日(土)の午前1時ごろ、駅のロータリーで居眠りをし、鞆の中から個人所有のHDD(容量1TB)を盗まれた。</li> <li>・盗難にあったHDDに記録されていた情報は、現所属である公園課及び過去に所属した職場のデータで、個人情報を含む約1万7千ファイル</li> </ul> <p>【ケース2】公営競技事務所において、選手の「賞金振込データ」が入ったUSBメモリを紛失。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・平成29年11月18日(土)、選手に支払う賞金の振込みデータを、データの管理室でUSBメモリに保存。クリアファイルに入れ、別棟にある事務所にもどり、振込担当職員の上の机の上にファイルを置いた。20日(月)振込作業を行おうとして、USBメモリがないことに気づいた。</li> <li>・紛失したUSBメモリに保存されていたデータは、対象選手のカナ氏名・振込金額など延べ1,457名分(実人数352名分)</li> </ul>	事後	重大事故の発生により追加記載するもの。

<p>平成30年11月15日</p>	<p>Ⅲリスク対策－7特定個人情報の保管・消去－⑨過去3年以内に、評価実施機関において、個人情報に関する重大事故が発生したか－再発防止策の内容</p>	<p>本事案の発生を受け、データの外部持ち出し制限等以下の取り組みを行うことで再発防止を目指す。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・各課におけるUSBメモリやハードディスクなどの外部記録媒体の所持状況を調査。</li> <li>・各課における外部記録媒体の管理方法（鍵付き書庫等での保管、使用後のデータ削除を行う等）について、情報セキュリティ監査での確認を順次実施。</li> <li>・端末管理ソフトによる外部記録媒体の利用制限を実施。</li> </ul>	<p>【ケース1】データの外部持ち出し制限等以下の取り組みを行うことで再発防止を目指す。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・各課におけるUSBメモリやハードディスクなどの外部記録媒体の所持状況を調査。</li> <li>・各課における外部記録媒体の管理方法（鍵付き書庫等での保管、使用後のデータ削除を行う等）について、情報セキュリティ監査での確認を平成29年度までに実施。</li> <li>・端末管理ソフトによる外部記録媒体の利用制限を実施。</li> </ul> <p>【ケース2】公営競技事務所において、以下の取り組みを行うことで再発防止を目指す。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・個人情報が記録されている媒体を運搬する場合は、鍵付きのケースに格納し、暗号化またはパスワードを設定する。</li> <li>・振込処理終了後は媒体内のデータを消去する。</li> <li>・個人情報が記録されている媒体の引継ぎには、複数の職員で対応し、引継ぎ業務の記録を残す。</li> <li>・保管場所を定め施錠管理を行う。</li> </ul>	<p>事後</p>	<p>重大事故の発生により追加記載するもの。</p>
--------------------	---	---	--	-----------	----------------------------

令和2年10月22日	1基本情報－5. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携－②法令上の根拠	<p>【別表第2における情報提供】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・別表第2(第26・30・87の項)</li> <li>・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第19・44条</li> </ul> <p>【別表第2における情報照会】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第40条</li> </ul>	<p>【別表第2における情報提供】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・別表第2(第26・30・87・106の項)</li> <li>・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第19・44・53条</li> </ul> <p>【別表第2における情報照会】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第40条・第40条の2</li> </ul>	事後	番号法・主務省令の改正による追加記載
令和2年10月22日	II 特定個人情報ファイルの概要－5 特定個人の提供・移転	—	(提供先4) 独立行政法人日本学生支援機構 ①～⑦ 省略	事後	番号法・主務省令の改正による追加記載
令和2年10月22日	II 特定個人情報ファイルの概要－6 特定個人の保管・消去－保管場所	<p>&lt;中間サーバ・プラットフォームにおける措置&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・中間サーバ・プラットフォームはデータセンターに設置しており、データセンターへの入館及びサーバ室への入室を厳重に管理する。</li> <li>・略</li> </ul>	<p>&lt;中間サーバ・プラットフォームにおける措置&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>① 中間サーバ・プラットフォームはデータセンターに設置している。データセンターへの入館、及びサーバ室への入室を行う際は、警備員などにより顔写真入りの身分証明書と事前申請との照合を行う。</li> <li>② 略</li> </ul>	事後	国の記載例により記載変更
令和2年10月22日	III リスク対策－6 情報提供ネットワークシステムとの接続－リスク1－リスクに対する措置の内容	<p>&lt;中間サーバ・ソフトウェアにおける措置&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・情報照会機能(※1)により、情報提供ネットワークシステムに情報照会を行う際には、情報提供許可証の発行と照会内容の照会許可照合リスト(※2)との照合を情報提供ネットワークシステムに求め、情報提供ネットワークシステムから情報提供許可証を受領してから情報照会を実施することになる。つまり、番号法上認められた情報連携以外の照会を拒否する機能を備えており、目的外提供やセキュリティリスクに対応している。</li> <li>・略</li> <li>(※1) 略</li> <li>(※2) 番号法別表第2及び第19条第14号に基づき、事務手続きごとに情報照会者、情報提供者、照会・提供可能な特定個人情報をリスト化したもの。</li> <li>(※3) 略</li> </ul>	<p>&lt;中間サーバ・ソフトウェアにおける措置&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>① 情報照会機能(※1)により、情報提供ネットワークシステムに情報照会を行う際には、提供許可証の発行と照会内容の照会許可照合リスト(※2)との照合を情報提供ネットワークシステムに求め、情報提供ネットワークシステムから提供許可証を受領してから情報照会を実施することになる。つまり、番号法上認められた情報連携以外の照会を拒否する機能を備えており、目的外提供やセキュリティリスクに対応している。</li> <li>② 略</li> <li>(※1) 略</li> <li>(※2) 番号法の規定による情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の提供に係る情報照会者、情報提供者、事務及び特定個人情報を一覧化し、情報照会の可否を判断するために使用するもの。</li> <li>(※3) 略</li> </ul>	事後	国の記載例により記載変更

令和2年10月22日	Ⅲリスク対策-6情報提供ネットワークシステムとの接続-リスク2-リスクに対する措置の内容	<p>&lt;中間サーバー・ソフトウェアにおける措置&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・略</li> <li>・情報提供機能により、情報提供ネットワークシステムに情報提供を行う際には、情報提供ネットワークシステムから情報提供許可証と情報照会者へたどり着くための経路情報を受領し、照会内容に対応した情報を自動で生成して送付することで、特定個人情報 が不正に提供されるリスクに対応している。</li> <li>・特に慎重な対応が求められる情報については自動応答を行わないように自動応答不可フラグを設定し、特定個人情報の提供を行う際に、送信内容を改めて確認し、提供を行うことで、センシティブな特定個人情報 が不正に提供されるリスクに対応している。</li> <li>・略</li> </ul>	<p>&lt;中間サーバー・ソフトウェアにおける措置&gt;</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>①略</li> <li>②情報提供機能により、情報提供ネットワークシステムに情報提供を行う際には、情報提供ネットワークシステムから提供許可証と情報照会者へたどり着くための経路情報を受領し、照会内容に対応した情報を自動で生成して送付することで、特定個人情報 が不正に提供されるリスクに対応している。</li> <li>③機微情報については自動応答を行わないように自動応答不可フラグを設定し、特定個人情報の提供を行う際に、送信内容を改めて確認し、提供を行うことで、センシティブな特定個人情報 が不正に提供されるリスクに対応している。</li> <li>④略</li> </ol>	事後	国の記載例により記載変更
令和2年10月22日	Ⅲリスク対策-6情報提供ネットワークシステムとの接続-情報提供ネットワークシステムとの接続に伴うその他のリスク及びそのリスクに対する措置	<p>&lt;中間サーバー・ソフトウェアにおける措置&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・略</li> <li>・略</li> </ul> <p>&lt;中間サーバー・プラットフォームにおける措置&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・略</li> <li>・略</li> <li>・略</li> <li>・特定個人情報の管理を地方公共団体のみが行うことで、中間サーバー・プラットフォームの保守・運用を行う事業者における情報漏えい等のリスクを極小化する。</li> </ul>	<p>&lt;中間サーバー・ソフトウェアにおける措置&gt;</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>①略</li> <li>②略</li> </ol> <p>&lt;中間サーバー・プラットフォームにおける措置&gt;</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>①略</li> <li>②略</li> <li>③略</li> <li>④特定個人情報の管理を地方公共団体のみが行うことで、中間サーバー・プラットフォームの事業者における情報漏えい等のリスクを極小化する。</li> </ol>	事後	国の記載例により記載変更
令和2年10月22日	Ⅲリスク対策-7特定個人情報の保管・消去-②過去3年以内に、評価実施機関において、個人情報に関する重大事故が発生したか-その内容	【ケース1】略 【ケース2】略	【ケース1】を削除し、【ケース2】のみ掲載。	事後	事故発生から3年経過したため、ケース1を削除するもの。

令和2年10月22日	Ⅲリスク対策－7特定個人情報の保管・消去－②過去3年以内に、評価実施機関において、個人情報に関する重大事故が発生したか－再発防止策の内容	【ケース1】略 【ケース2】略	【ケース1】を削除し、【ケース2】のみ掲載。	事後	事故発生から3年経過したため、ケース1を削除するもの。
令和2年10月22日	Ⅲリスク対策－9従業員に対する教育・啓発－具体的な方法	<中間サーバー・プラットフォームにおける措置> ・中間サーバー・プラットフォームの運用に携わる職員及び事業者に対し、セキュリティ研修等を実施することとしている。 ・中間サーバー・プラットフォームの業務に就く場合は、運用規則等について研修を行うこととしている。	<中間サーバー・プラットフォームにおける措置> ①IPA(情報処理推進機構)が提供する最新の情報セキュリティ教育用資料等を基にセキュリティ教育資料を作成し、中間サーバー・プラットフォームの運用に携わる職員及び事業者に対し、運用規則(接続運用規程等)や情報セキュリティに関する教育を年次(年2回)及び随時(新規要員着任時)実施することとしている。	事後	国の記載例により記載変更
令和2年10月22日	Ⅳ開示請求、問合せ－特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求－②請求方法	川口市個人情報保護条例第15条に基づき、開示請求書に必要事項を記載し、上記①へ提出。	川口市個人情報保護条例第14条第1項、第24条第1項及び第28条の3に基づき、請求書に必要事項を記載し、上記①へ提出。	事後	第15条は「開示請求」に関する条項であるため、開示・訂正・利用停止請求のそれぞれについて掲載するもの。
令和2年10月22日	Ⅴ評価実施－手続き①実施日	平成27年11月4日	令和2年10月22日	事後	評価書の再実施における日付の変更であり、重要な変更には該当しない。

<p>令和4年3月2日</p>	<p>I 基本情報－1 特定個人情報ファイルを取り扱う事務－②事務の内容</p>	<p>・児童手当法、同施行令及び同施行規則に基づき、中学校修了前(15歳到達後、最初の3月31日まで)の児童を養育しているかたに、児童手当及び特例給付(同附則第二条第一項に規定する給付をいう。以下「児童手当」という。)の支給事務を行っている。</p> <p>・特定個人情報は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)の規定に基づき、次の事務に使用する。 以下略</p> <p>※事務に係る申請・届出等について、窓口での受領以外に、サービス検索・電子申請機能での受領を含む。</p>	<p>・児童手当法、同施行令及び同施行規則に基づき、中学校修了前(15歳到達後、最初の3月31日まで)の児童を養育しているかたに、児童手当及び特例給付(同附則第二条第一項に規定する給付をいう。以下「児童手当」という。)の支給事務を行っている。</p> <p>・特定個人情報は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)の規定に基づき、次の事務に使用する。 以下略</p> <p>また、低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金(ひとり親世帯以外の低所得の子育て世帯分)の支給に関し、申請に基づく審査、支給決定などに関する事務を行う。(令和3年6月28日～令和4年3月31日まで) なお、本給付金は、公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第10条の規定に基づく「特定公的給付」に指定されており(令和3年内閣府告示第70号)、給付金事務において、個人番号を利用した管理や地方税関係情報等を取り扱うことが可能となっている。</p> <p>※事務に係る申請・届出等について、窓口での受領以外に、サービス検索・電子申請機能での受領を含む。</p>	<p>事後</p>	<p>子育て世帯生活支援手区別給付金については、新型コロナウイルス感染症の影響が長期化する中で、低所得の子育て世帯の生活を支援するために支給するものであり、令和2年の所得情報の判明後、可能な限り迅速かつ正確に支給を行うことが期待されていることから、実施機関が特定個人情報保護評価を事前に実施することが困難である場合は、特定個人情報保護評価に関する規則第9条第2項の規定(緊急時の事後評価)の適用対象となり得るものとされている。</p>
-----------------	--	--	---	-----------	---



<p>令和4年3月2日</p>	<p>I 基本情報－4.個人番号の利用－法令上の根拠</p>	<p>番号法第9条第1項 別表第1の56項          児童手当法による児童手当又は特例給付の支給に関する事務であって主務省令(※注)で定めるもの</p> <p>※注…番号法別表第1の主務省令で定める事務を定める命令第44条</p>	<p>【児童手当等に関する事務】          番号法第9条第1項 別表第1の56項          児童手当法による児童手当又は特例給付の支給に関する事務であって主務省令(※注)で定めるもの</p> <p>※注…番号法別表第1の主務省令で定める事務を定める命令第44条</p> <p>【子育て世帯生活支援特別給付金に関する事務(令和3年6月28日～令和4年3月31日まで)】          公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第10条          番号法別表第1の100の項          別表第1主務省令第73条</p>	<p>事後</p>	<p>子育て世帯生活支援手区別給付金については、新型コロナウイルス感染症の影響が長期化する中で、低所得の子育て世帯の生活を支援するために支給するものであり、令和2年の所得情報の判明後、可能な限り迅速かつ正確に支給を行うことが期待されていることから、実施機関が特定個人情報保護評価を事前に実施することが困難である場合は、特定個人情報保護評価に関する規則第9条第2項の規定(緊急時の事後評価)の適用対象となり得るものとされている。</p>
-----------------	--------------------------------	---	---	-----------	---

令和4年3月2日	1基本情報-5. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携-②法令上の根拠	<p>【別表第2における情報提供】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・番号法第19条第7号(別表第2の第3欄(情報提供者)が「市町村長」のうち、第4欄(特定個人情報)に「児童手当法による児童手当若しくは特例給付の支給に関する情報(児童手当関係情報)」が含まれる項)</li> <li>・別表第2(第26・30・87・106の項)</li> <li>・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第19・44・53条</li> </ul> <p>【別表第2における情報照会】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・番号法第19条第7号(別表第2の第1欄(情報照会者)が「市町村長」のうち、第2欄(事務)に「児童手当法による児童手当又は特例給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの」を処理するために第3欄(情報提供者)に対し、第4欄(特定個人情報)の提供を求めることができることとされている項)</li> <li>・別表第2(第74・75の項)</li> <li>・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第40条・第40条の2</li> </ul>	<p>【別表第2における情報提供】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・番号法第19条第8号(別表第2の第3欄(情報提供者)が「市町村長」のうち、第4欄(特定個人情報)に「児童手当法による児童手当若しくは特例給付の支給に関する情報(児童手当関係情報)」が含まれる項)</li> <li>・別表第2(第26・30・87・106の項)</li> <li>・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第19・44・53条</li> </ul> <p>【別表第2における情報照会】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・番号法第19条第8号(別表第2の第1欄(情報照会者)が「市町村長」のうち、第2欄(事務)に「児童手当法による児童手当又は特例給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの」を処理するために第3欄(情報提供者)に対し、第4欄(特定個人情報)の提供を求めることができることとされている項)</li> <li>・別表第2(第74・75の項)</li> <li>・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第40条・第40条の2</li> </ul> <p>子育て世帯生活支援特別給付金に関する事務(令和3年6月28日～令和4年3月31日まで)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第10条</li> <li>・番号法第19条第8号及び別表第2(第121の項)</li> <li>・別表第2主務省令(第59条の4)</li> </ul>	事後	令和3年9月1日施行の番号法改正に伴う号ずれにかかる変更、子育て世帯生活支援手区別給付金については、新型コロナウイルス感染症の影響が長期化する中で、低所得の子育て世帯の生活を支援するために支給するものであり、令和2年の所得情報の判明後、可能な限り迅速かつ正確に支給を行うことが期待されていることから、実施機関が特定個人情報保護評価を事前に実施することが困難である場合は、特定個人情報保護評価に関する規則第9条第2項の規定(緊急時の事後評価)の適用対象となり得るものとされている。
令和4年3月2日	I 基本情報-6. 評価実施機関における担当部署-①部署	川口市 子ども部 子ども育成課	川口市 子ども部 子育て支援課	事後	評価書の様式変更であり、重要な変更には該当しない

令和4年3月2日	I 基本情報－6評価実施機関における担当部署－②所属長の役職名	子ども育成課長	子育て支援課長	事後	評価書の様式変更であり、重要な変更には該当しない
令和4年3月2日	II 特定個人情報ファイルの概要－2. 基本情報－⑥事務担当部署	子ども育成課長	子育て支援課長	事後	評価書の様式変更であり、重要な変更には該当しない
令和4年3月2日	II 特定個人情報ファイルの概要－3. 特定個人情報の入手・使用－④使用の主体－使用部署	子ども育成課・芝支所・新郷支所・神根支所・安行支所・戸塚支所・鳩ヶ谷支所・川口駅前行政センター	子育て支援課・芝支所・新郷支所・神根支所・安行支所・戸塚支所・鳩ヶ谷支所・川口駅前行政センター	事後	評価書の様式変更であり、重要な変更には該当しない
令和4年3月2日	II 特定個人情報ファイルの概要－5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)-提供先1 ①法令上の根拠	番号法第19条第7号 別表第2 26の項	番号法第19条第8号 別表第2 26の項	事後	令和3年9月1日施行の番号法改正に伴う号ずれにかかる変更
令和4年3月2日	II 特定個人情報ファイルの概要－5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)-提供先2 ①法令上の根拠	番号法第19条第7号 別表第2 30の項	番号法第19条第8号 別表第2 30の項	事後	令和3年9月1日施行の番号法改正に伴う号ずれにかかる変更
令和4年3月2日	II 特定個人情報ファイルの概要－5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)-提供先3 ①法令上の根拠	番号法第19条第7号 別表第2 87の項	番号法第19条第8号 別表第2 87の項	事後	令和3年9月1日施行の番号法改正に伴う号ずれにかかる変更
令和4年3月2日	II 特定個人情報ファイルの概要－5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)-提供先4 ①法令上の根拠	番号法第19条第7号 別表第2 106の項	番号法第19条第8号 別表第2 106の項	事後	令和3年9月1日施行の番号法改正に伴う号ずれにかかる変更
令和4年3月2日	IIIリスク対策－7特定個人情報の保管・消去－②過去3年以内に、評価実施機関において、個人情報に関する重大事故が発生したか	発生あり	発生なし	事後	事故発生から3年経過したため、削除するもの。

<p>令和4年3月2日</p>	<p>Ⅲリスク対策－7特定個人情報の保管・消去－⑨過去3年以内に、評価実施機関において、個人情報に関する重大事故が発生したか－その内容</p>	<p>公営競技事務所において、選手の「賞金振込データ」が入ったUSBメモリを紛失。          ・平成29年11月18日(土)、選手に支払う賞金の振込みデータを、データの管理室でUSBメモリに保存。クリアファイルに入れ、別棟にある事務所にもどり、振込担当職員の机の上にファイルを置いた。20日(月)振込作業を行おうとして、USBメモリがないことに気づいた。          ・紛失したUSBメモリに保存されていたデータは、対象選手のカナ氏名・振込金額など延べ1,457名分(実人数352名分)</p>	<p>－</p>	<p>事後</p>	<p>事故発生から3年経過したため、削除するもの。</p>
<p>令和4年3月2日</p>	<p>Ⅲリスク対策－7特定個人情報の保管・消去－②過去3年以内に、評価実施機関において、個人情報に関する重大事故が発生したか－再発防止策の内容</p>	<p>本事案の発生を受け、データの外部持ち出し制限等以下の取り組みを行うことで再発防止を目指す。          ・各課におけるUSBメモリやハードディスクなどの外部記録媒体の所持状況を調査。          ・各課における外部記録媒体の管理方法(鍵付き書庫等での保管、使用後のデータ削除を行う等)について、情報セキュリティ監査での確認を順次実施。          ・端末管理ソフトによる外部記録媒体の利用制限を実施。</p>	<p>－</p>	<p>事後</p>	<p>事故発生から3年経過したため、削除するもの。</p>

<p>令和4年6月7日</p>	<p>I 基本情報－1 特定個人情報ファイルを取り扱う事務－②事務の内容</p>	<p>・児童手当法、同施行令及び同施行規則に基づき、中学校修了前(15歳到達後、最初の3月31日まで)の児童を養育しているかたに、児童手当及び特例給付(同附則第二条第一項に規定する給付をいう。以下「児童手当」という。)の支給事務を行っている。</p> <p>・特定個人情報は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)の規定に基づき、次の事務に使用する。 以下略</p> <p>また、低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金(ひとり親世帯以外の低所得の子育て世帯分)の支給に関し、申請に基づく審査、支給決定などに関する事務を行う。(令和3年6月28日～令和4年3月31日まで) なお、本給付金は、公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第10条の規定に基づく「特定公的給付」に指定されており(令和3年内閣府告示第70号)、給付金事務において、個人番号を利用した管理や地方税関係情報等を取り扱うことが可能となっている。</p> <p>※事務に係る申請・届出等について、窓口での受領以外に、サービス検索・電子申請機能での受領を含む。</p>	<p>・児童手当法、同施行令及び同施行規則に基づき、中学校修了前(15歳到達後、最初の3月31日まで)の児童を養育しているかたに、児童手当及び特例給付(同附則第二条第一項に規定する給付をいう。以下「児童手当」という。)の支給事務を行っている。</p> <p>・特定個人情報は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)の規定に基づき、次の事務に使用する。 以下略</p> <p>また、 ・低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金(ひとり親世帯以外の低所得の子育て世帯分)の支給(令和3年6月28日～令和4年3月31日まで) ・令和3年度子育て世帯への臨時特別給付に関する事務(令和3年12月17日～令和4年5月31日まで) に関し、申請に基づく審査、支給決定などに関する事務を行う。 なお、本給付金は、公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第10条の規定に基づく「特定公的給付」に指定されており(令和3年内閣府告示第70号)、給付金事務において、個人番号を利用した管理や地方税関係情報等を取り扱うことが可能となっている。</p> <p>※事務に係る申請・届出等について、窓口での受領以外に、サービス検索・電子申請機能での受領を含む。</p>	<p>事後</p>	<p>特定公的給付の支給を実施するための基礎とする情報の管理に関する事務に係る特定個人情報保護評価の手續については、給付主体が特定個人情報保護評価を事前に実施することが困難である場合には、特定個人情報保護評価に関する規則第9条第2項の規定(緊急時の事後評価)の適用対象となり得るものとされている。</p>
-----------------	--	---	--	-----------	--

<p>令和4年6月7日</p>	<p>I 基本情報－4.個人番号の利用－法令上の根拠</p>	<p>【児童手当等に関する事務】  番号法第9条第1項 別表第1の56項  児童手当法による児童手当又は特例給付の支給に関する事務であって主務省令(※注)で定めるもの</p> <p>※注…番号法別表第1の主務省令で定める事務を定める命令第44条</p> <p>【子育て世帯生活支援特別給付金に関する事務(令和3年6月28日～令和4年3月31日まで)】  公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第10条  番号法別表第1の100の項  別表第1主務省令第73条</p>	<p>【児童手当等に関する事務】  番号法第9条第1項 別表第1の56項  児童手当法による児童手当又は特例給付の支給に関する事務であって主務省令(※注)で定めるもの</p> <p>※注…番号法別表第1の主務省令で定める事務を定める命令第44条</p> <p>【子育て世帯生活支援特別給付金に関する事務(令和3年6月28日～令和4年3月31日まで)】  公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第10条  番号法別表第1の100の項  別表第1主務省令第73条</p> <p>【令和3年度子育て世帯への臨時特別給付に関する事務(令和3年12月17日～令和4年5月31日まで)】  公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第10条  番号法別表第一の100の項  別表第一主務省令第73条</p>	<p>事後</p>	<p>特定公的給付の支給を実施するための基礎とする情報の管理に関する事務に係る特定個人情報保護評価の手續については、給付主体が特定個人情報保護評価を事前に実施することが困難である場合には、特定個人情報保護評価に関する規則第9条第2項の規定(緊急時の事後評価)の適用対象となり得るものとされている。</p>
-----------------	--------------------------------	---	---	-----------	--

<p>令和4年6月7日</p>	<p>1基本情報－5. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携－②法令上の根拠</p>	<p>児童手当等に関する事務 以下略</p> <p>【別表第2における情報照会】 ・番号法第19条第8号(別表第2の第1欄(情報照会者)が「市町村長」のうち、第2欄(事務)に「児童手当法による児童手当又は特例給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの」を処理するために第3欄(情報提供者)に対し、第4欄(特定個人情報)の提供を求めることができる」とされている項) ・別表第2(第74・75の項) ・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第40条・第40条の2</p> <p>子育て世帯生活支援特別給付金に関する事務(令和3年6月28日～令和4年3月31日まで) ・公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第10条 ・番号法第19条第8号及び別表第2(第121の項) ・別表第2主務省令(第59条の4)</p>	<p>児童手当等に関する事務 以下略</p> <p>【別表第2における情報照会】 ・番号法第19条第8号(別表第2の第1欄(情報照会者)が「市町村長」のうち、第2欄(事務)に「児童手当法による児童手当又は特例給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの」を処理するために第3欄(情報提供者)に対し、第4欄(特定個人情報)の提供を求めることができる」とされている項) ・別表第2(第74・75の項) ・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第40条・第40条の2</p> <p>子育て世帯生活支援特別給付金に関する事務(令和3年6月28日～令和4年3月31日まで) ・公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第10条 ・番号法第19条第8号及び別表第2(第121の項) ・別表第2主務省令(第59条の4)</p> <p>令和3年度子育て世帯への臨時特別給付に関する事務(令和3年12月17日～令和4年5月31日まで) ・公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第10条 ・番号法第19条第8号及び別表第2(第121の項) ・別表第2主務省令(第59条の4)</p>	<p>事後</p>	<p>特定公的給付の支給を実施するための基礎とする情報の管理に関する事務に係る特定個人情報保護評価の手続については、給付主体が特定個人情報保護評価を事前に実施することが困難である場合には、特定個人情報保護評価に関する規則第9条第2項の規定(緊急時の事後評価)の適用対象となり得るものとされている。</p>
-----------------	---	--	---	-----------	--

<p>令和4年12月28日</p>	<p>I 基本情報－1 特定個人情報ファイルを取り扱う事務－②事務の内容</p>	<p>児童手当等に関する事務 以下略</p> <p>【別表第2における情報照会】 ・番号法第19条第8号(別表第2の第1欄(情報照会者)が「市町村長」のうち、第2欄(事務)に「児童手当法による児童手当又は特例給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの」を処理するために第3欄(情報提供者)に対し、第4欄(特定個人情報)の提供を求めることができる」とされている項) ・別表第2(第74・75の項) ・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第40条・第40条の2</p> <p>子育て世帯生活支援特別給付金に関する事務(令和3年6月28日～令和4年3月31日まで) ・公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第10条 ・番号法第19条第8号及び別表第2(第121の項) ・別表第2主務省令(第59条の4)</p> <p>令和3年度子育て世帯への臨時特別給付に関する事務(令和3年12月17日～令和4年5月31日まで) ・公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第10条 ・番号法第19条第8号及び別表第2(第121の項) ・別表第2主務省令(第59条の4)</p>	<p>児童手当等に関する事務 以下略</p> <p>【別表第2における情報照会】 ・番号法第19条第8号(別表第2の第1欄(情報照会者)が「市町村長」のうち、第2欄(事務)に「児童手当法による児童手当又は特例給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの」を処理するために第3欄(情報提供者)に対し、第4欄(特定個人情報)の提供を求めることができる」とされている項) ・別表第2(第74・75の項) ・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第40条・第40条の2 ・公的給付支給等口座登録簿関係情報であって主務省令で定めるもの</p> <p>子育て世帯生活支援特別給付金に関する事務(令和3年6月28日～令和4年3月31日まで) ・公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第10条 ・番号法第19条第8号及び別表第2(第121の項) ・別表第2主務省令(第59条の4)</p> <p>令和3年度子育て世帯への臨時特別給付に関する事務(令和3年12月17日～令和4年5月31日まで) ・公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第10条 ・番号法第19条第8号及び別表第2(第121の項) ・別表第2主務省令(第59条の4)</p>	<p>事後</p>	<p>特定公的給付の支給を実施するための基礎とする情報の管理に関する事務に係る特定個人情報保護評価の手続については、給付主体が特定個人情報保護評価を事前に実施することが困難である場合には、特定個人情報保護評価に関する規則第9条第2項の規定(緊急時の事後評価)の適用対象となり得るものとされている。</p>
-------------------	--	---	---	-----------	--



<p>令和4年12月28日</p>	<p>I 基本情報－4.個人番号の利用－法令上の根拠</p>	<p>【児童手当等に関する事務】 (略)</p> <p>【子育て世帯生活支援特別給付金に関する事務(令和3年6月28日～令和4年3月31日まで)】 (略)</p> <p>【令和3年度子育て世帯への臨時特別給付に関する事務(令和3年12月17日～令和4年5月31日まで)】 (略)</p>	<p>【児童手当等に関する事務】 (略)</p> <p>【子育て世帯生活支援特別給付金に関する事務(令和4年3月31日終了)】 (略)</p> <p>【令和3年度子育て世帯への臨時特別給付に関する事務(令和3年12月17日～令和4年5月31日まで)】 (略)</p> <p>【令和4年度子育て世帯生活支援特別給付金(ひとり親世帯以外の低所得の子育て世帯分)の支給に関し、申請に基づく審査、支給決定などに関する事務を行う(令和4年6月20日～令和5年3月31日まで)。</p>	<p>事後</p>	<p>特定公的給付の支給を実施するための基礎とする情報の管理に関する事務に係る特定個人情報保護評価の手續については、給付主体が特定個人情報保護評価を事前に実施することが困難である場合には、特定個人情報保護評価に関する規則第9条第2項の規定(緊急時の事後評価)の適用対象となり得るものとされている。</p>
-------------------	--------------------------------	---	---	-----------	--

<p>令和4年12月28日</p>	<p>1基本情報－5. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携－②法令上の根拠</p>	<p>児童手当等に関する事務 【別表第2における情報照会】 (略)</p> <p>子育て世帯生活支援特別給付金に関する事務 (令和3年6月28日～令和4年3月31日まで) (略)</p> <p>令和3年度子育て世帯への臨時特別給付に関する事務(令和3年12月17日～令和4年5月31日まで) (略)</p>	<p>児童手当等に関する事務 【別表第2における情報照会】 (略)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・公的給付支給等口座登録簿関係情報であつて主務省令で定めるもの</li> </ul> <p>子育て世帯生活支援特別給付金に関する事務 (令和3年6月28日～令和4年3月31日まで) (略)</p> <p>令和3年度子育て世帯への臨時特別給付に関する事務(令和3年12月17日～令和4年5月31日まで) (略)</p> <p>令和4年度子育て世帯生活支援特別給付金の支給に関する事務(令和4年6月20日～令和5年3月31日まで)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第10条</li> <li>・番号法第19条第8号及び別表第2(第121の項)</li> <li>・別表第2主務省令(第59条の4)</li> </ul>	<p>事後</p>	<p>特定公的給付の支給を実施するための基礎とする情報の管理に関する事務に係る特定個人情報保護評価の手続については、給付主体が特定個人情報保護評価を事前に実施することが困難である場合には、特定個人情報保護評価に関する規則第9条第2項の規定(緊急時の事後評価)の適用対象となり得るものとされている。</p>
<p>令和4年12月28日</p>	<p>Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要－2. 基本情報－④記録される項目－主な記録項目</p>	<p>—</p>	<p>[○]その他 (口座登録・連携ファイル関係情報)</p>	<p>事前</p>	<p>公的給付支給等口座登録制度開始に伴う変更</p>

令和4年12月28日	II 特定個人情報ファイルの概要-3. 特定個人情報の入手・使用-①入手先	[○]行政機関・独立行政法人等（日本年金機構又は共済組合等）	[○]行政機関・独立行政法人等（日本年金機構又は共済組合等、デジタル庁）	事前	公的給付支給等口座登録制度開始に伴う変更
令和5年3月1日	III リスク対策-5. 特定個人情報の提供・移転-リスク:不正な提供・移転が行われるリスク-その他の措置の内容	・川口市情報セキュリティポリシーに則し、情報セキュリティに関する教育及び研修を実施する。 ・違反行為を行った場合は、個人情報保護条例の罰則規定により措置を講じる。	・川口市情報セキュリティポリシーに則し、情報セキュリティに関する教育及び研修を実施する。 ・違反行為を行った場合は、個人情報の保護に関する法律の罰則規定により措置を講じる。	事前	令和5年4月1日施行の個人情報の保護に関する法律改正に伴う変更
令和5年3月1日	IV 開示請求、問合せ-1.特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求-②請求方法	川口市個人情報保護条例第14条第1項、第24条第1項及び第28条の3に基づき、請求書に必要事項を記載し、上記①へ提出。	個人情報の保護に関する法律第76条第1項、第90条第1項及び第98条第1項に基づき、請求書に必要事項を記載し、上記①へ提出。	事前	令和5年4月1日施行の個人情報の保護に関する法律改正に伴う変更
令和5年3月1日	IV 開示請求、問合せ-1.特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求-③法令による特別の手続き	—	川口市ホームページ上に、請求先、請求方法、請求書様式等を掲載(令和5年4月1日～)。	事前	令和5年4月1日施行の個人情報の保護に関する法律改正に伴う変更

<p>令和6年3月11日</p>	<p>I 基本情報－1 特定個人情報ファイルを取り扱う事務－②事務の内容</p>	<p>児童手当等に関する事務 以下略</p> <p>(略)</p> <p>子育て世帯生活支援特別給付金に関する事務 (令和3年6月28日～令和4年3月31日終了) (略)</p> <p>令和3年度子育て世帯への臨時特別給付に関する事務(令和3年12月17日～令和4年5月31日終了) (略)</p> <p>・令和4年度子育て世帯生活支援特別給付金(ひとり親世帯以外の低所得の子育て世帯分)の支給に関し、申請に基づく審査、支給決定などに関する事務を行う(令和4年6月20日～令和5年3月31日終了)。 (略)</p> <p>※事務に係る申請・届出等について、窓口での受領以外に、サービス検索・電子申請機能での受領を含む。</p>	<p>児童手当等に関する事務 以下略</p> <p>(略)</p> <p>子育て世帯生活支援特別給付金に関する事務 (令和3年6月28日～令和4年3月31日終了) (略)</p> <p>令和3年度子育て世帯への臨時特別給付に関する事務(令和3年12月17日～令和4年5月31日終了) (略)</p> <p>・令和4年度子育て世帯生活支援特別給付金(ひとり親世帯以外の低所得の子育て世帯分)の支給に関し、申請に基づく審査、支給決定などに関する事務を行う(令和4年6月20日～令和5年3月31日終了)。 (略)</p> <p>【令和5年度子育て世帯生活支援特別給付金の支給に関する事務(令和5年7月10日～令和6年3月31日まで)】 なお、本給付金は、公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第10条の規定に基づく「特定公的給付」に指定されており(令和5年デジタル庁告示第4号)、給付金事務において、個人番号を利用した管理や地方税関係情報等を取り扱うことが可能となっている。</p> <p>※事務に係る申請・届出等について、窓口での受領以外に、サービス検索・電子申請機能での受領を含む。</p>	<p>事後</p>	<p>特定公的給付の支給を実施するための基礎とする情報の管理に関する事務に係る特定個人情報保護評価の手續については、給付主体が特定個人情報保護評価を事前に実施することが困難である場合には、特定個人情報保護評価に関する規則第9条第2項の規定(緊急時の事後評価)の適用対象となり得るものとされている。</p>
------------------	--	---	--	-----------	--

<p>令和6年3月11日</p>	<p>I 基本情報-4.個人番号の利用-法令上の根拠</p>	<p>【児童手当等に関する事務】 (略)</p> <p>【子育て世帯生活支援特別給付金に関する事務(令和4年3月31日終了)】 (略)</p> <p>【令和3年度子育て世帯への臨時特別給付に関する事務(令和3年12月17日～令和4年5月31日まで)】 (略)</p> <p>【令和4年度子育て世帯生活支援特別給付金(ひとり親世帯以外の低所得の子育て世帯分)の支給に関し、申請に基づく審査、支給決定などに関する事務を行う(令和4年6月20日～令和5年3月31日まで)。</p>	<p>【児童手当等に関する事務】 (略)</p> <p>【子育て世帯生活支援特別給付金に関する事務(令和4年3月31日終了)】 (略)</p> <p>【令和3年度子育て世帯への臨時特別給付に関する事務(令和4年5月31日終了)】 (略)</p> <p>【令和4年度子育て世帯生活支援特別給付金(ひとり親世帯以外の低所得の子育て世帯分)の支給(令和5年3月31日終了)】 (略)</p> <p>【令和5年度子育て世帯生活支援特別給付金の支給に関する事務(令和5年7月10日～令和6年3月31日まで)】 公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第10条 番号法別表第一の101の項 別表第一主務省令第74条</p>	<p>事後</p>	<p>特定公的給付の支給を実施するための基礎とする情報の管理に関する事務に係る特定個人情報保護評価の手続については、給付主体が特定個人情報保護評価を事前に実施することが困難である場合には、特定個人情報保護評価に関する規則第9条第2項の規定(緊急時の事後評価)の適用対象となり得るものとされている。</p>
------------------	--------------------------------	---	--	-----------	--

<p>令和6年3月11日</p>	<p>1基本情報-5. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携-②法令上の根拠</p>	<p>児童手当等に関する事務 【別表第2における情報照会】 (略) ・公的給付支給等口座登録簿関係情報であつて主務省令で定めるもの</p> <p>子育て世帯生活支援特別給付金に関する事務 (令和3年6月28日～令和4年3月31日まで) (略) 令和3年度子育て世帯への臨時特別給付に関する事務(令和3年12月17日～令和4年5月31日まで) (略)</p> <p>令和4年度子育て世帯生活支援特別給付金の支給に関する事務(令和4年6月20日～令和5年3月31日まで) ・公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第10条 ・番号法第19条第8号及び別表第2(第121の項) ・別表第2主務省令(第59条の4)</p>	<p>児童手当等に関する事務 【別表第2における情報照会】 (略) ・公的給付支給等口座登録簿関係情報であつて主務省令で定めるもの</p> <p>子育て世帯生活支援特別給付金に関する事務 (令和3年6月28日～令和4年3月31日まで) (略) 令和3年度子育て世帯への臨時特別給付に関する事務(令和3年12月17日～令和4年5月31日まで) (略)</p> <p>令和4年度子育て世帯生活支援特別給付金の支給に関する事務(令和4年6月20日～令和5年3月31日まで) (略)</p> <p>令和5年度子育て世帯生活支援特別給付金の支給に関する事務(令和5年7月10日～令和6年3月31日まで) ・公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第10条 ・番号法第19条第8号及び別表第2(第121の項) ・別表第2主務省令(第59条の4)</p>	<p>事後</p>	<p>特定公的給付の支給を実施するための基礎とする情報の管理に関する事務に係る特定個人情報保護評価の手続については、給付主体が特定個人情報保護評価を事前に実施することが困難である場合には、特定個人情報保護評価に関する規則第9条第2項の規定(緊急時の事後評価)の適用対象となり得るものとされている。</p>
------------------	---	--	---	-----------	--